

奈良県手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第九十二号

奈良県手数料条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県手数料条例施行規則（平成十二年三月奈良県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二号の表ウの項中「布はく縫製 木工機械整備」を「布はく縫製」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。